

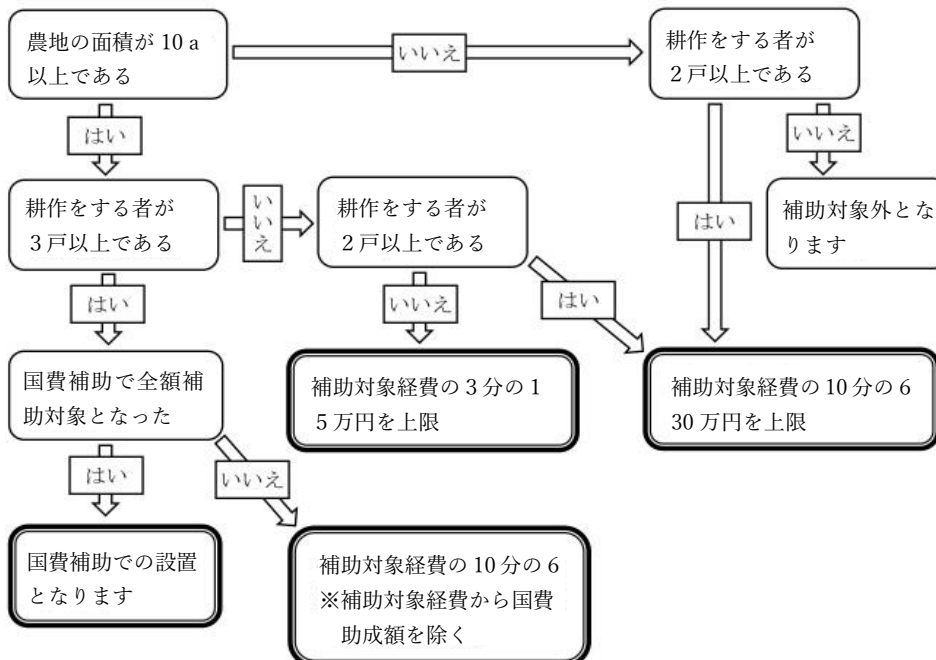
# 農作物の鳥獣被害防止のため、電気柵の購入費・修繕費を補助します

## 対 象

- 対象農地** 市内で現在耕作している田、畑、果樹園（いずれも家庭菜園を含む）
- 対象者** 市内で電気柵を設置し適正に維持管理できる者であって、市税の滞納がない者。
- 対象経費** **電気柵の購入費及び修繕費に対して補助します。**  
※ただし、国、県その他の団体から助成を受けている場合は、対象経費から助成額を差し引いた額となります。

## 補 助 金 額

- ① 3戸以上共同で電気柵を設置する場合で、農地の合計面積が10a以上の場合。※若しくは同条件で設置した電気柵の修繕を行う場合。  
補助対象経費の10分の6を補助する。
- ② 2戸以下で電気柵を設置する場合で、農地の合計面積が10a以上の場合。  
※若しくは同条件で設置した電気柵の修繕を行う場合。  
補助対象経費の3分の1を補助する。（5万円を上限とする。）
- ③ 2戸以上共同で電気柵を設置する場合。  
※若しくは同条件で設置した電気柵の修繕を行う場合。  
補助対象経費の10分の6を補助する。（30万円を上限とする。）



※国費補助の対象とは、

- ・ 3戸以上
- ・ 販売農家
- ・ 合計10a以上の水田

上記の条件を満たした場合に対象となります。

## その他

電気柵の購入及び修繕をする前に補助金の申請が必要となります。  
詳細はお問い合わせください。